

さいたま市立与野本町小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が、「ニコニコ しっかり 美しく」の「本町の心」にあるように、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、また、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立与野本町小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」という強い認識をもつ。
- 2 いじめの問題にかかわる事件・事故を「対岸の火事ではない」という危機感をもつ。
- 3 いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努める。具体的には、学校の教職員がいじめを発見し、または、相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会にいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 4 いじめられる児童に徹底的に寄り添い、迅速にかつ組織的に対応する。
- 5 いじめられる児童を絶対に守り抜く。
- 6 いじめを行う児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導する。
- 7 重大な事態については、心理や福祉などの専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 8 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。
- 9 教師自らの体験を語るなど、児童の将来への希望が生まれるよう働きかける。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否か適正に判断する。

「いじめが解消している」とは、少なくとも次の2つのことが満たされているものとする。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること。被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月の期間継続していること。
- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談などにより確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員：校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長、学校運営協議会委員、主任児童委員、民生児童委員、保護司、自治会長 等
※必要に応じて、構成員以外（医師、弁護士、警察官経験者等）の関係者を招集できる。

(3) 開催

- ア 定例会(学校運営協議会と兼ねて開催)
- イ 校内委員会(生徒指導委員会等と兼ねて月1回程度開催)
- ウ 臨時部会(必要に応じて、必要なメンバーを校長が招集して開催)

(4) 内容

- ア 学校基本方針に基づく取組(未然防止・早期発見、事案対処)の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 児童や保護者・地域に対する、情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応

2 与野本町小ニッコニコ委員会(与野本町子どもいじめ対策委員会)

- (1) 目的:いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員:代表委員(計画委員、各委員長、4年生学級代表)
- (3) 開催:学期1回以上開催
- (4) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ いじめ撲滅に向けた話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ いじめ撲滅に向け提言した取組を推進する。
 - エ いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するための話し合いを開催する。
 - オ さいたま市子ども会議(ブロック会議)、さいたま市ストップいじめ!子どもサミットに参加する。



V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
 - 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育主任を中心に、全教師の協力体制を整える。
 - 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- (2) 道徳の時間を通して
 - 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他の人とかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要綱に基づき、学校や児童の実態に応じて、以下の内容について取り組む。
 - ・児童啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・児童会による、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・校長等による講話
 - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解消しよう」のロールプレイを行うことにより、人と関わる際に必要となる力の育成を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気や力の育成の度合いを的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 授業の実施 6月：4・5・6年生・なかよし、7月：3年生、11月：1・2年生

5 メディアリテラシー教育を通して

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- 「スマホ・タブレット安全教室」の実施：6月

6 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。



VI いじめの早期発見(アセスメント・状況把握)

1 日頃の児童生徒の観察

- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底
 - (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、机と机が離れている
 - (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる
 - (4) 給食：班から机を離れて食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる
 - (5) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる
- 早期発見のポイント
- ・児童のささいな変化に気付くこと。
 - ・気付いた情報を共有すること。
 - ・情報に基づき、速やかに対応すること。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月・9月・1月(年3回以上) ※必要に応じて実施する。
- (2) アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。
面談した児童について、記録をとり保存し、学年・学校全体で情報共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートや「心と生活のアンケート」を各学年必要に応じて実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「児童生徒の心のサポート手引き いじめに係る対応」に基づき対応する。

4 教育相談週間、教育相談日の実施

- (1) 年1回(11月)、教育相談週間を設定し、各学級担任が児童一人ひとりと個別に面接し、児童の心の状態を把握する。
- (2) 教育相談は年間を通じて随時行っているが、各学期に教育相談日を設定し、主にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員との面談の機会を設ける。
- (3) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員による教育相談を実施する。
 - ② 教育相談室の充実
 - ③ 各学期の「心と生活のアンケート」による児童の面談後に教育相談日を設定し、早期対応できるようにする。
(教育相談週間以外でも、児童、保護者からの要請や教員の必要感に応じて日常的に面談を行い、課題が小さいうちに迅速に、学年や学校で組織的に対応する)

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：随時
- (2) アンケート結果の活用：アンケートの内容に応じ、情報の収集、関係者との面談等を行う。
情報に基づき、速やかに対応する。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員：年1回(7～8月) 民生委員・児童委員連絡協議会を開催し、各地区における本校在籍児童の家庭についての情報を提供していただく。
- (2) 防犯ボランティア：年1回(9月) 防犯連絡協議会を開催し、児童の登下校の様子等についての情報を提供していただく。
- (3) 学校運営協議会委員：年3回(6月・11月・2月) 学校運営協議会を開催し、本校の教育活動全般についての情報を提供していただく。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「児童生徒の心のサポート手引き いじめに係る対応」に基づき、対応する。

○校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。

構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

事実確認と指導の進捗状況を見届けていく。

○教頭は、校長を助け、組織的な対応が適切に行えるよう、関係職員に指示、命令を行う。

校長が不在のときには、組織的な対応の全体指揮を行う。

対外的な連絡調整等を行う。

○教務担当者は、関係クラスを中心に授業の調整等を行い、環境の整備を行う。

校長・教頭を助け、組織的な対応ができるよう、連絡調整を行う。

○担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。

いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

- 学年主任は、担任に協力し、情報収集や指導等を行う。
学年職員に、今できる対応や役割について確認する。
必要に応じて、校長、教頭及び生徒指導主任に報告する。
担任とともに、いじめた児童に指導を行う。
 - 生徒指導主任は、把握したいじめに係る情報について校長と教頭に報告する。
「児童生徒の心のサポート手引き いじめに係る対応」に基づき行われているかを確認する。
関係職員との連絡調整を行う。
担任や学年主任と協力し、いじめた児童に指導を行う。
 - 教育相談主任は、いじめられた児童を中心に心のケアカウンセリングを行えるよう、連絡調整を行う。
 - 特別支援教育コーディネーターは、いじめに関係した児童に特別支援教育の観点から指導、支援が必要な場合、関係職員に対し、適切な指導ができるように助言する。
 - 養護教諭は、いじめられた児童を中心に、関係した児童の心身の健康状態の把握に努め、専門的な見地から関係職員に助言する。
 - スクールソーシャルワーカーは、いじめに関係した児童を観察し、専門的な見地から関係職員に助言する。
いじめられた児童を中心に心のケアカウンセリングを行う。
 - スクールカウンセラーは、いじめに関係した児童の保護者の相談に応じる。
いじめられた児童を中心に心のケアカウンセリングを行う。
専門的な見地から関係職員に助言する。
 - さわやか相談員は、いじめに関係した児童や保護者の相談に応じる。
関係職員との連絡調整を行う。
 - 保護者は、いじめられた児童の安全を確保するとともに、心の安定を図る。
いじめた児童に、学校と歩調を合わせ、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行うとともに、豊かな心を育むよう努める。
 - 地域は、いじめの状況の説明を学校から受け、必要な情報を学校に提供する。
- ※学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート手引き いじめに係る対応」を活用して、迅速的かつ適切な対応を組織的に行う。

VIII 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「児童生徒の心のサポート手引き いじめに係る対応」等に基づいた対処を確実に行う。
 - 重大事態について
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
 - 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対処を行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
- ※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、重大事態の調査組織(いじめ対策委員会を母体とした)を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止(「人間関係プログラム」の研修を含む)、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 校長より、いじめ対策の方針等を指示、伝達する。
- (2) 市教育委員会の施策や方針を校長より伝達する。
- (3) 校長の指示のもと、いじめの問題に対する情報交換を行ったり手立て等を協議したりする。
- (4) 取組評価アンケートの実施、結果の検証を職員全体で行う。

2 校内研修

- (1) いじめ問題の理解やいじめが起こったときの対応、児童理解等の研修を年2回行う。(5、8月実施)
- (2) 校内の実態等に応じて必要な研修を随時行う。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期(PDCAサイクルの期間)の決定

- (1) 1学期終了時に取組についての検証を行う。それを受けて、2学期以降の改善を図る。
- (2) 12月に年間の取組についての検証を行う。それを受けて3月に次年度の計画を立案する。

2 「取組評価アンケート」(学校評価アンケートと兼ねる)、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 「取組評価アンケート」の実施時期:8月、12月 実施
- (2) いじめ対策委員会の開催時期:学校運営協議会と兼ねて開催
- (3) 校内研修等の開催時期:8月実施 ※必要に応じて、随時開催する。

